

発達支援の実態と無償化問題について

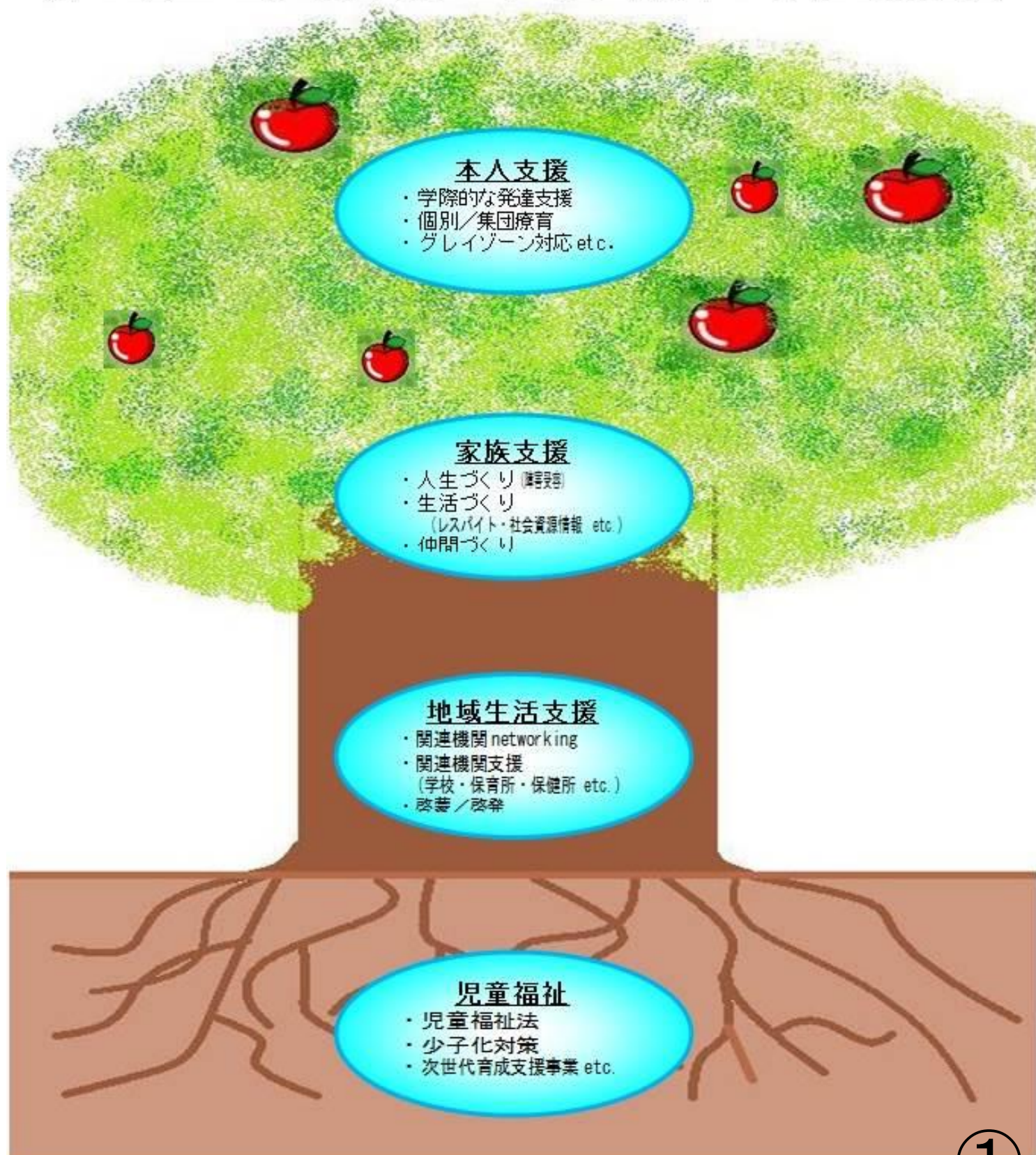
「幼児教育無償化の範囲等に関する検討会」ヒアリング資料

2018. 4. 13

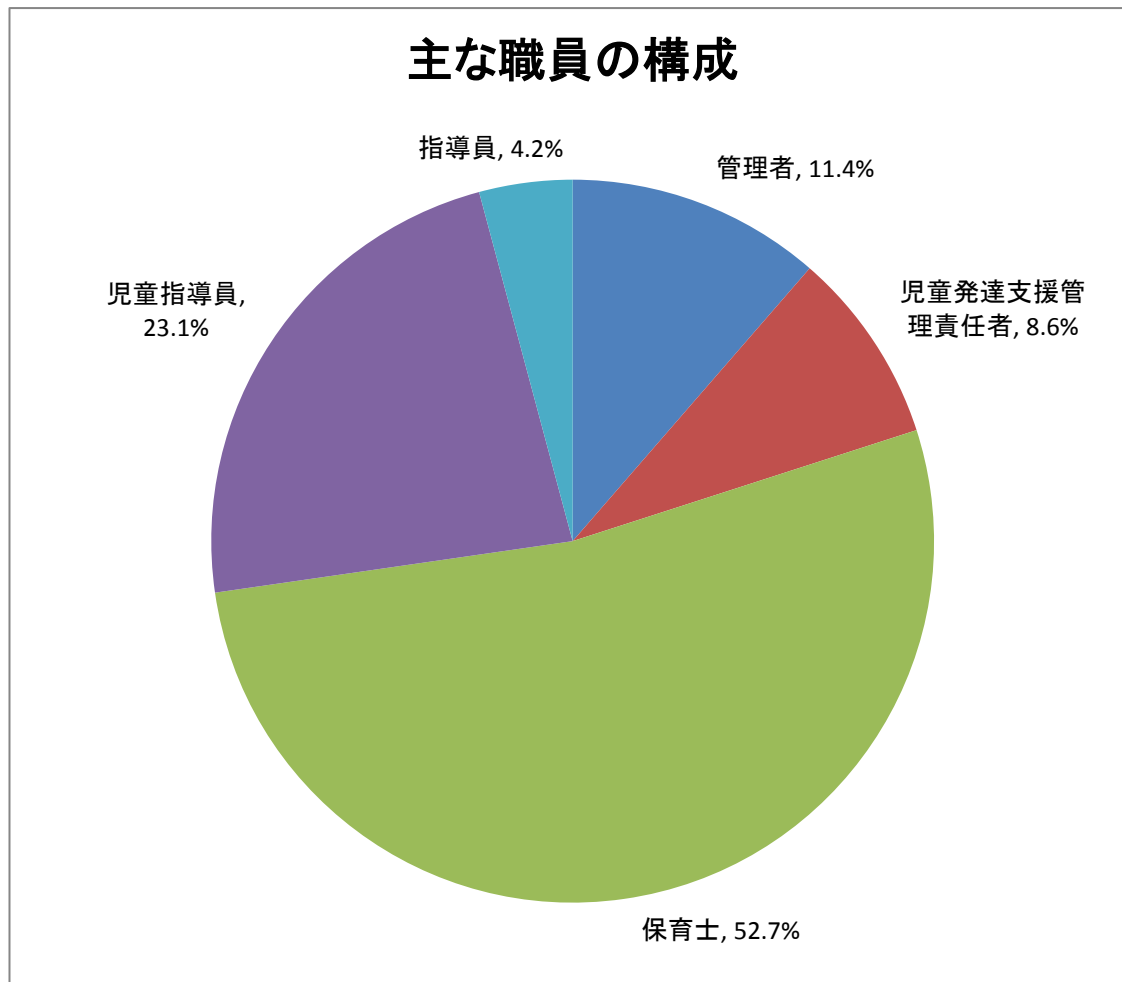
一般社団法人 全国児童発達支援協議会

会長 加藤 正仁

育ちの気になる子の発達支援における基本的課題とそれらの関係樹図



①サービスの提供内容について

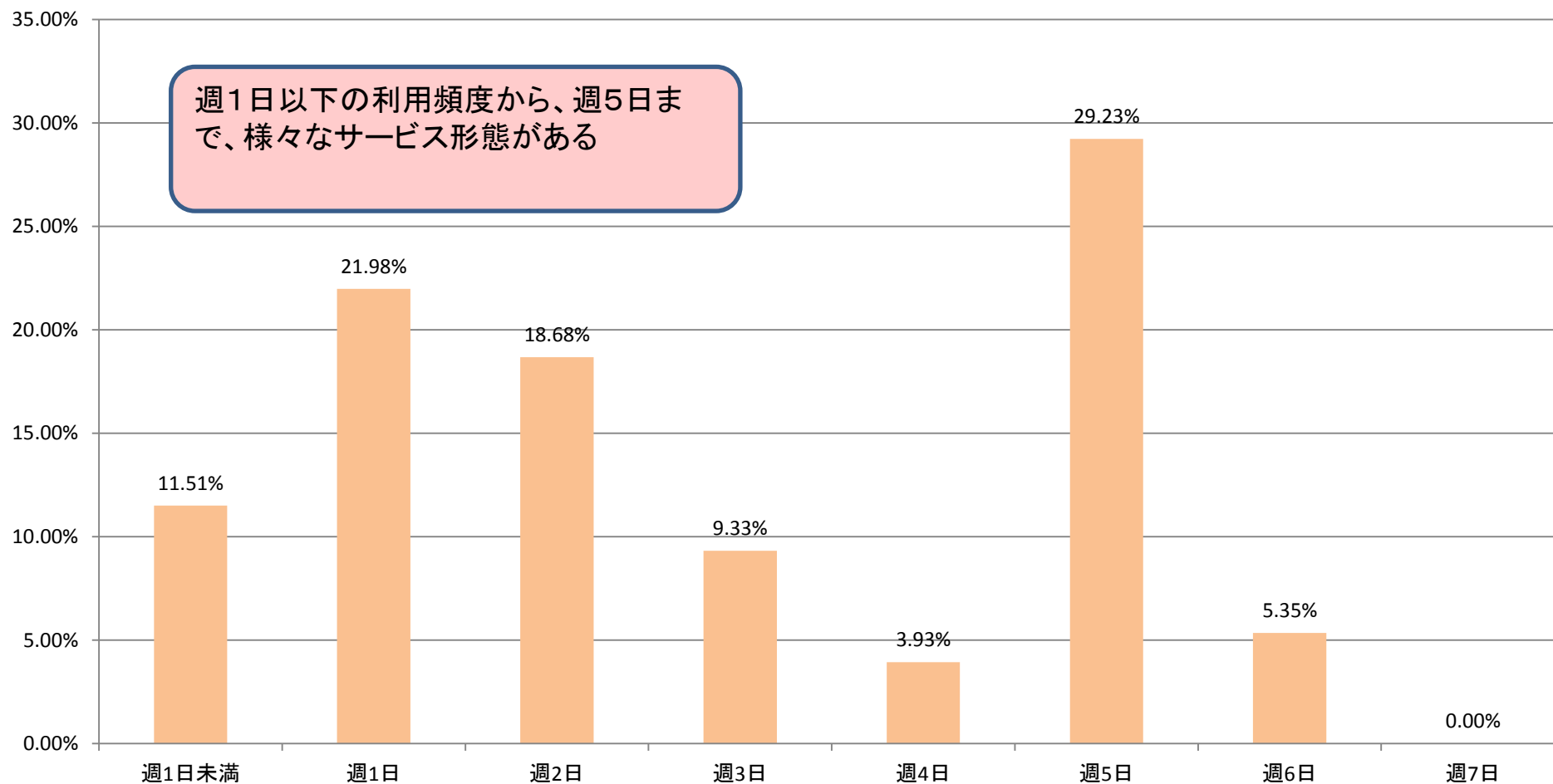


その他、心理指導担当職員、機能訓練担当職員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)、医師、看護職員、栄養士・調理員など、複数の職種が関わって支援を行っている。

※全国児童発達支援協議会『平成28年度実態調査報告』より
児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター・児童発達支援事業所の合計値

①サービスの内容について

利用頻度について



週1日以下の利用頻度から、週5日まで、様々なサービス形態がある

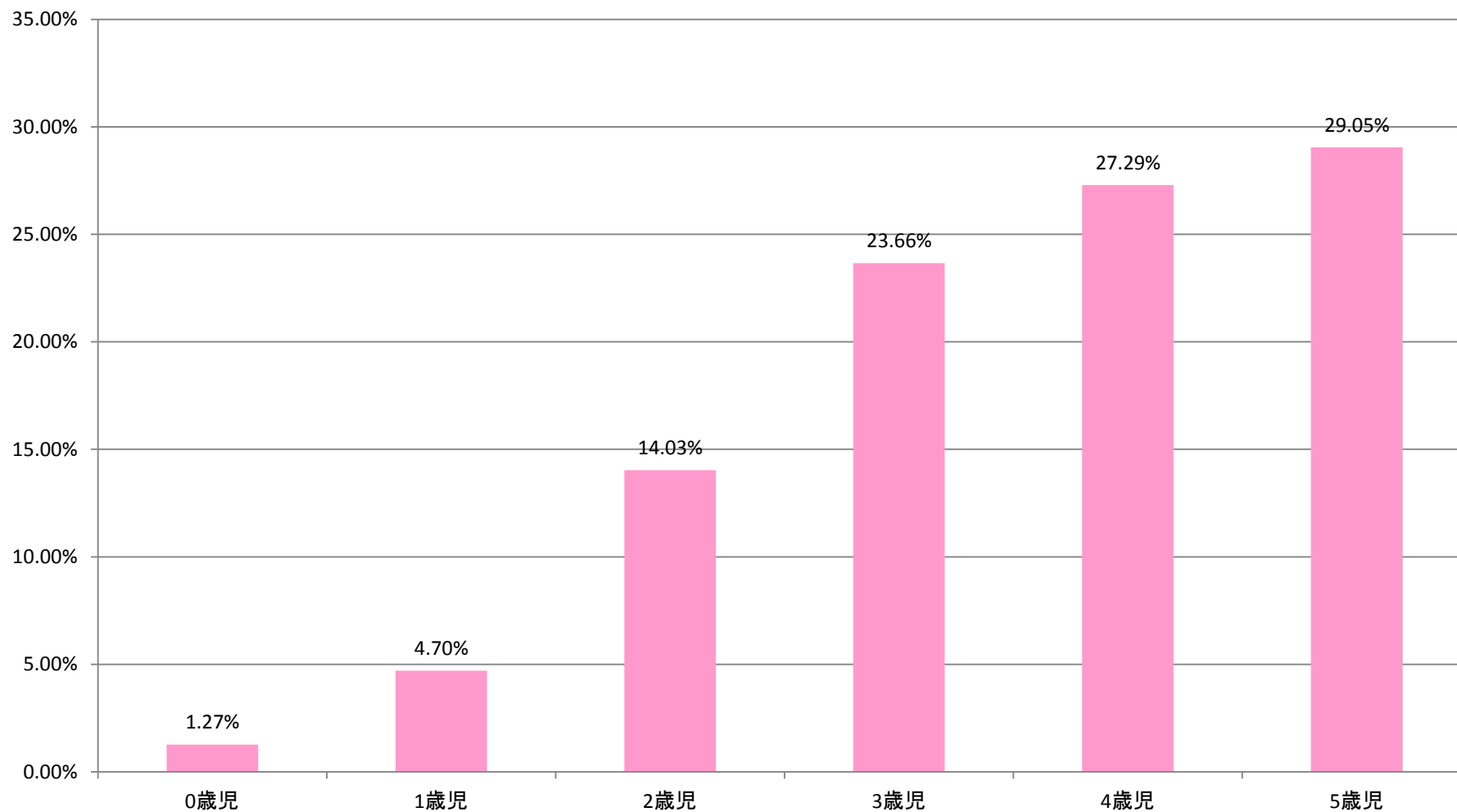
※全国児童発達支援協議会『平成28年度実態調査報告』より
児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター・児童発達支援事業所の合計値



②サービスの対象について

※平成28年4月2日時点の年齢区分による
※就学前年齢児についてのみ記載

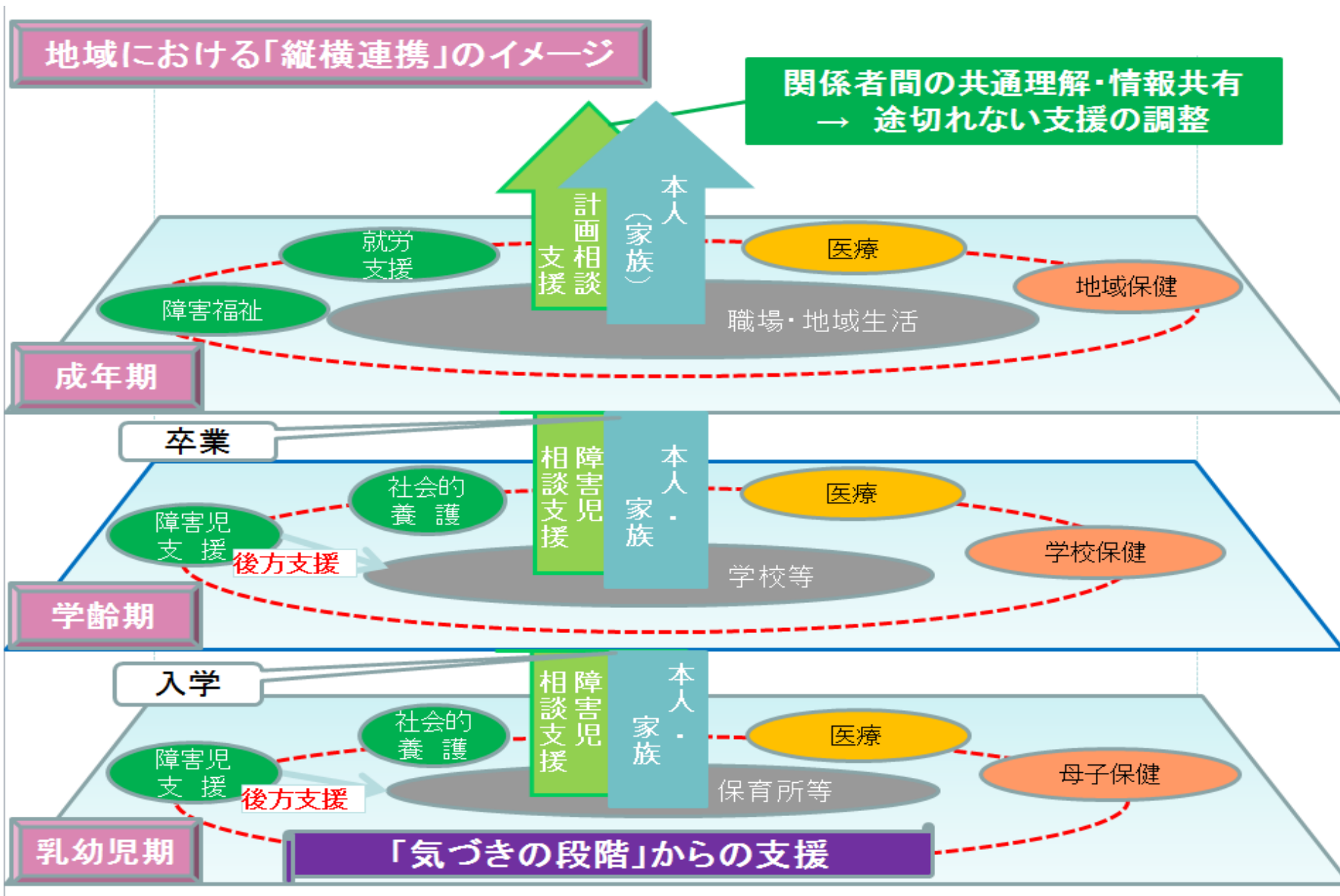
在籍児童の年齢構成



※全国児童発達支援協議会『平成28年度実態調査報告』より
児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター・児童発達支援事業所の合計値

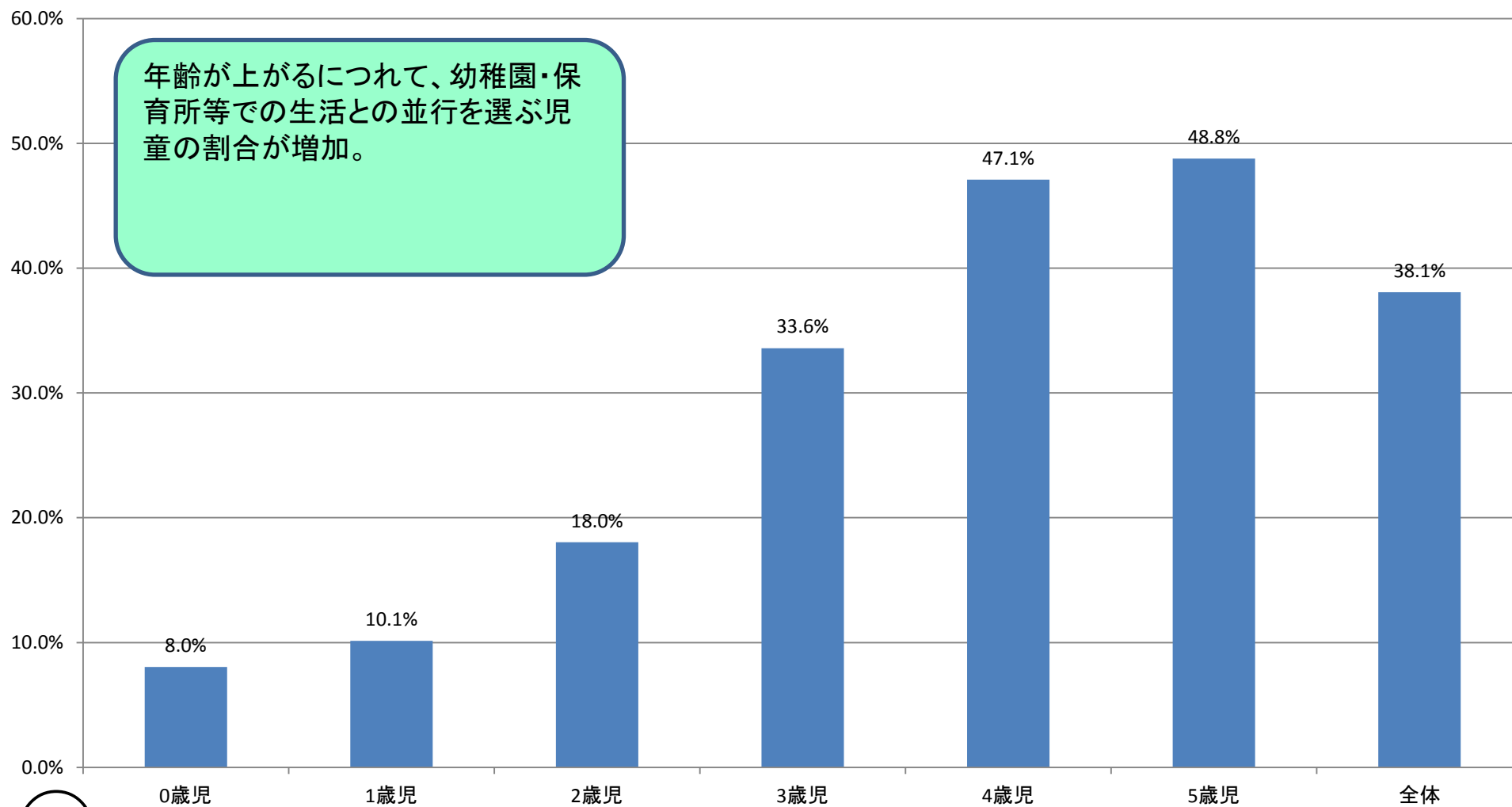
地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



②サービスの対象について

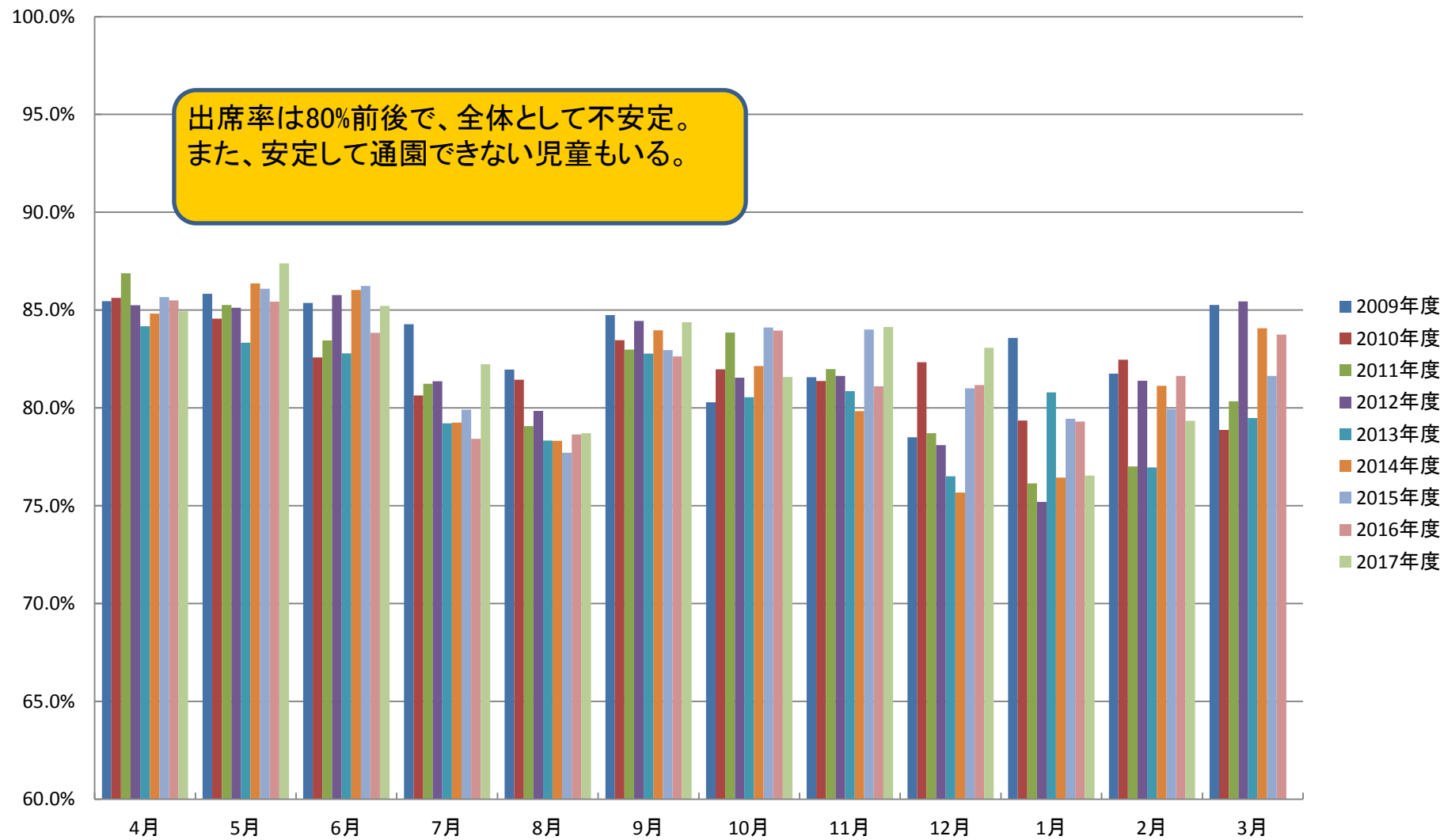
幼稚園・保育所等との並行通園児の割合



※全国児童発達支援協議会『平成28年度実態調査報告』より
児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター・児童発達支援事業所の合計値

②サービスの対象について

平均的な出席率の状況(A児童発達支援センターの場合)



③利用者負担の状況について

＜週5日通園＞（単価等はA児童発達支援センターの場合）

※利用1日単位の算定方式となっている
 ※各種加算減算があるため、単純化したモデル

負担モデル(月に20日支援を受けた場合・給食も20回)

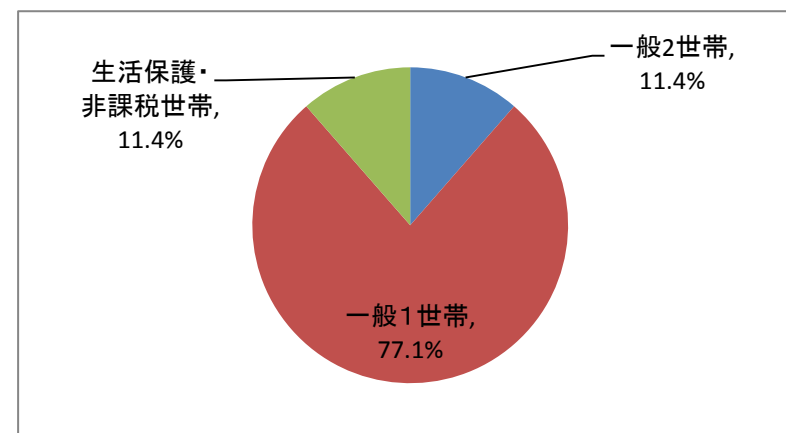
世帯の負担上限月額	①【利用者負担額】	②【給食費】	合計①+②
37,200円（一般2世帯）	974円 × 20日 = 19,480円	500円 × 20日 = 10,000円	29,480円
4,600円（一般1世帯） （食事提供加算Ⅰ対象）	19,480円 → 4,600円	200円 × 20日 = 4,000円	8,600円
0円（生活保護・非課税） （食事提供加算Ⅱ対象）	19,480円 → 0円	100円 × 20日 = 2,000円	2,000円

} 所得区分による落差
 が大きい

実際の利用料負担額(2018年2月分の平均 出席率は81.4%)

世帯の負担上限月額	①【利用者負担額】	②【給食費】	合計①+②	利用者数	世帯構成比率
37,200円（一般2世帯）	16,438円	8,750円	25,188円	8人	11.4%
4,600円（一般1世帯） （食事提供加算Ⅰ対象）	3,833円	3,511円	7,344円	54人	77.1%
0円（生活保護・非課税） （食事提供加算Ⅱ対象）	0円	1,713円	1,713円	8人	11.4%

※「負担上限月額」によって世帯所得ごとの負担額に抑えられるが、利用日数が多いほど、負担額が増える。また、手厚い支援の必要な児童には、各種加算が算定される。



③利用者負担の状況について

＜週2日通園＞（単価等はA児童発達支援センターの場合）

※利用1日単位の算定方式となっている
 ※各種加算減算があるため、単純化したモデル

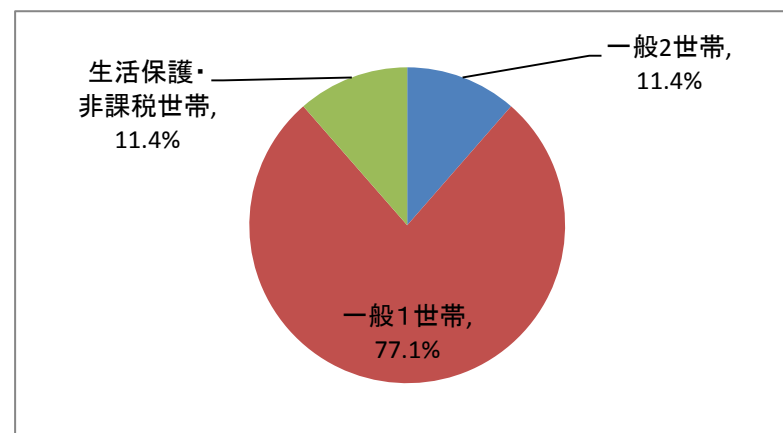
負担モデル(月に8日支援を受けた場合・給食は4回)

世帯の負担上限月額	①【利用者負担額】	②【給食費】	合計①+②
37,200円（一般2世帯）	974円×8日＝7,792円	500円×4日＝2,000円	9,792円
4,600円（一般1世帯） （食事提供加算Ⅰ対象）	7,792円 → 4,600円	200円×4日＝800円	5,400円
0円（生活保護・非課税） （食事提供加算Ⅱ対象）	7,792円 → 0円	100円×4日＝400円	800円

実際の利用料負担額(2018年2月分の平均 出席率は76.9%)

世帯の負担上限月額	①【利用者負担額】	②【給食費】	合計①+②	利用者数	世帯構成比率
37,200円（一般2世帯）	5,810円	969円	6,779円	16人	12.9%
4,600円（一般1世帯） （食事提供加算Ⅰ対象）	3,636円	438円	4,074円	95人	76.6%
0円（生活保護・非課税） （食事提供加算Ⅱ対象）	0円	269円	269円	13人	10.5%

※週5日通園と比べると負担額は少ないが、幼稚園・保育園等に通う場合には保育料等についても負担している。



障害のある子ども・発達の気になる子どもの支援サービスと利用者負担について

	対象者等(就学前)	職員配置	利用料(月額)		特記事項
児童発達支援		保育士・児童指導員その他、機能訓練担当職員、看護職員など。	負担上限月額： 市町村民税所得割合計 28万円以上→37200円 28万円未満→4600円 非課税世帯→0円	児童発達支援センターについては、給食費負担あり。その他、日用品費等の実費負担。	幼稚園・保育園等にも在園する場合には、保育料についても負担している。
医療型児童発達支援					
保育所等訪問支援	乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設				
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児				

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成28年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 999万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H17年比で1.3倍

0.71%
(約7万1千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H17年比で2.3倍

2.18%
(約21万8千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人) ※平成27年5月1日現在

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H17年比で2.3倍

0.98%
(約9万8千人)

3.88%
(約38万7千人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,100人(うち通級：約250人)) ※平成27年5月1日現在

④ 無償化に関する意見

今時代は地球的規模で NORMALIZATION、INCLUSION とか SOCIAL INCLUSION という大局観のなかで動いている。しかし、この間の各領域や各レベルでの検討過程でこうした視点がどこまで考慮されて来ているのかがいくつかの点から若干懸念される場所である。

例えば、

1：我が国の憲法の、13条（個人の尊重）、14条（国民の平等性）、25条（生存権等）などによって子どもは愛護される。

その精神を受けて、児童憲章や児童福祉法など多くの子ども関連法はその冒頭において、「すべての子どもは・・・」、「すべて児童は・・・」などと表現されている。

従って、「子ども」とか「児童」と言う場合には基本的にはいかなる育ち状況にあろうとも当該年齢児の100%を指すべきであり、ましてや「すべての子ども」と表現されればなおさらのことである。

それが保障されないと言うことはNeglectという国家的な制度的虐待であり、差別である。

2：保育所等との併行通園は共生社会構築の一丁目一番地である。しかし、就学前の我が子の障害受容が不十分な段階での併行通園に経済的な負担が保護者にのしかかることは1丁目2番地に踏み出す上での障壁になっている。

また「保育所等訪問支援事業」における負担感も我が国の障害福祉施策、子ども福祉施策の進展の阻害要因となっている。

3：幼保児と比して、例えばアレルギー児対応加算が発達支援児にないのはおかしい。

4：幼保児へのサービス提供に対する公的支弁・給付費は月額定員払い制になっているが、児童発達支援サービスの提供は日額実員払い制になっている。

彼らは不安定な健康状態とか本人ではない家族の都合により出席率が大きく左右される。

結果として事業収入が安定しないことによる専門性の高い濃密な支援体制の継続的な取り組みやその充実発展を阻害しているのではないか。